一般ノ例ニ依ル

四、衛生設備ヲ完全ニスルコト

極力完全トナス

五、疾病其他止ムヲ得サル事情ニヨリ欠勤シタル場合ハ給料全額並ニ其ノ治療ノ[illegible]

請負者ノ給料ハ資本家ノ負担トセヨ

全額支給ス

六、甲子興行ノ際ハ特別手当トシテ一円以上ヲ支給セヨ

考慮ス　盆中元、正月ニハ賞与ヲ支給ス

七、五反田殴打事件負傷者ノ治療費ヲ支払セヨ

承認シ難シ

八、組合加入ノ自由ヲ認メヨ

各人加入自由トス

昭和六年六月十一日

争議団代表

〃

〃

調停者

立会人

加登　永見　田中　渡辺　鈴木　林　杉本

作治　辻保　識一　經義　辻嗣　季吉　芳一

争　6. 6. 5　2551

労発第二六〇五號

昭和六年五月二十九日　警視総監　高橋守雄

内務大臣　安達謙蔵殿

社会局長官殿

紙屋ダンスホールノ争議ニ関スル件（発生解決）

発生	五、一三
解決	五、二二
使用労働者	四一
争議参加者	二一
関係労働組合	

要旨　経営者ハ事業不振ノ為従業員ノ[illegible]ニ対シ[illegible]解決ス

標記ノ件概況左ノ通リ

記

一、ダンスホール経営者

日本橋區東兩國河岸二九番地

ミプレイ　紙屋ダンスホール　蘇傳賢

二、使用従業員